

第 1 ～ 第 5 略

別表 1（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の 安定に 関する こと	1-1 耐震等級（構造 躯体の倒壊等防 止）	一戸建て の住宅又 は共同住 宅等 <u>（1-3 において、 免震建築 物とされ たものを 除く。）</u>	(略)		
	1-2 耐震等級（構造 躯体の損傷防 止）	一戸建て の住宅又 は共同住 宅等 <u>（1-3 において、 免震建築 物とされ たものを 除く。）</u>			

<p><u>1-3</u> その他の地震対策</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>評価対象建築物が免震建築物であることを明示する。この場合において、当該建築物が免震建築物であるときは、次のイからへまでに掲げるものを併せて明示する。</p> <p>イ. 免震層の設計限界変位、免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期、免震層の等価粘性減衰定数、免震層に作用する地震力、免震層の地震応答変位、免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合、免震層の設計限界変位（暴風時）、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位（暴風時）との割合</p> <p>ロ. 流体系の減衰材の応答速度及び限界速度</p> <p>ハ. 負担せん断力係数、接線周期、地震時鉛直力係数</p> <p>ニ. 最上階及び最下階の地震層せん断力係数、最大層間変形角、最下階の剛床</p> <p>ホ. 免震層のクリアランスの距離、免震層の地震応答変位の余裕度</p> <p>ヘ. 下部構造の水平震度</p>	<p>免震構造による地震対策</p>	<p>免震建築物とすることによる地震対策</p>
<p><u>1-4</u> 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p> <p><u>1-5</u> 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p> <p><u>1-6</u> 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</p> <p><u>1-7</u> 基礎の構造方法及び形式等</p>	<p>(略)</p>			

2, 3 (略)	(略)				
4 維持管理・更新への配慮に関する こと	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	(略)			
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）				
	4-3 更新対策（共用排水管）	共同住宅等	<p>等級（1、2又は3）及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。</p> <p>イ. 共用廊下の外側等 ロ. 共用廊下に面する住戸の外側等 ハ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ. バルコニー ホ. 住戸専用部</p>	更新対策（共用排水管）	共用排水管の更新の容易さ
	更新対策等級（共用排水管）	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度			
	等級3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている			
	等級2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている			
	等級1	その他			
	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置			
	4-4 更新対策（住戸専用部）	共同住宅等	<p>次のイ及びロに掲げるものを明示する。</p> <p>イ. 躯体天井高及びはり等による躯体天井高よりも低い部分の有無を明示する。この場合において、はり等による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等及び次の a から c までのうち、当該低い部分が該当する部位を併せて明示する。</p> <p>a. はり b. 傾斜屋根</p>	更新対策（住戸専用部）	住戸専用部の間取りの変更（専用配管の更新を行う場合を含む。）の容易さ
躯体天井高	住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間の高さ				

			<u>c. その他</u> <u>ロ. 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、住戸専用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示する。</u>	<u>住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無</u>	<u>住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更(専用配管の更新を行う場合を含む。)の障害となりうるものの有無</u>
5～10 (略)	(略)				

別表 2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

		(い)	(ろ)	(は)	(こ)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
個別性能に関する こと	1 構造の 安定に 関する こと	1-1 耐震等級（構造躯体 の倒壊等防止）	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等 <u>（1-3 において、 免震建築 物とされ たものを 除く。）</u>	(略)		
	1-2 耐震等級（構造躯体 の損傷防止）	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等 （評価住宅 （新築時に 建設住宅性 能評価書が 交付された ものに限 る。以下同 じ。） <u>に 限り、1-3 において、 免震建築 物とされ たものを 除く。）</u>				

	<p><u>1-3</u> その他の地震対策</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等（評価住宅に限る。）</p>	<p>評価対象建築物が免震建築物であることを明示する。この場合において、当該建築物が免震建築物であるときは、次のイからへまでに掲げるものを併せて明示する。</p> <p>イ. 免震層の設計限界変位、免震層の設計限界変位時の建築物の固有周期、免震層の等価粘性減衰定数、免震層に作用する地震力、免震層の地震応答変位、免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合、免震層の設計限界変位（暴風時）、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位（暴風時）との割合</p> <p>ロ. 流体系の減衰材の応答速度及び限界速度</p> <p>ハ. 負担せん断力係数、接線周期、地震時鉛直力係数</p> <p>ニ. 最上階及び最下階の地震層せん断力係数、最大層間変形角、最下階の剛床</p> <p>ホ. 免震層のクリアランスの距離、免震層の地震応答変位の余裕度</p> <p>ヘ. 下部構造の水平震度</p>	<p>免震構造による地震対策</p>	<p>免震建築物とすることによる地震対策</p>
	<p><u>1-4</u> 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p>	<p>(略)</p>			
<p><u>1-5</u> 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p>					
<p><u>1-6</u> 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</p>					
<p><u>1-7</u> 基礎の構造方法及び</p>					

	形式等				
2, 3 (略)	(略)				
4 維持管理・更新 への 配慮に 関する こと	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	(略)			
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)				
4-3 更新対策(共用排水 管)	共同住宅 等 (評価住 宅に限 る。)	等級(1、2又は3)及び次のイから ホまでのうち、該当する共用排水立管 の位置を明示する。 イ. 共用廊下の外側等 ロ. 共用廊下に面する住戸の外側等 ハ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ. バルコニー ホ. 住戸専用部	更新対策(共用排 水管)	共用排水管の更新の容易さ	
			更新対策等級(共 用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な 対策の程度	
			等級3	配管が共用部分に設置されており、かつ、更 新を容易にすることに特に配慮した措置が 講じられている	
			等級2	配管が共用部分に設置されている等、更新を 行うための基本的な措置が講じられている	
			等級1	その他	
			共用排水立管の位 置	共用排水立管が設置されている位置	
4-4 更新対策(住戸専用 部)	共同住宅 等(評価住 宅に限 る。)	次のイ及びロに掲げるものを明示す る。 イ. 躯体天井高及びはり等による躯体 天井高よりも低い部分の有無を明 示する。この場合において、はり等 による躯体天井高よりも低い部分 があるときは、躯体はり下高等及び 次のaからcまでのうち、当該低い 部分が該当する部位を併せて明示	更新対策(住戸専 用部)	住戸専用部の間取りの変更(専用配管の更新 を行う場合を含む。)の容易さ	
			躯体天井高	住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間 の高さ	

			<p>する。</p> <p>a. はり</p> <p>b. 傾斜屋根</p> <p>c. その他</p> <p>ロ. 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、住戸専用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示する。</p>	<p>住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無</p>	<p>住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更(専用配管の更新を行う場合を含む。)の障害となりうるものの有無</p>
5 (略)					
6 空気環境に関すること	6-2 換気対策(局所換気対策)	(略)			
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等				
6 空気環境に関すること	6-4 石綿含有建材の有無等	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>次の①に掲げる建材ごとの評価対象住戸における有無並びに次の①及び②に掲げる建材ごとの次のイからへまでに掲げるものを明示する。</p> <p>①吹き付け石綿又は吹き付けロックウール(囲い込み又は封じ込め等の飛散防止のための措置が施されているものを除く。)</p> <p>②①以外の建材のうち測定を行うもの</p> <p>イ. 建材の名称</p> <p>ロ. 建材における石綿含有の有無及び石綿含有率(単位をf/lとする。)</p> <p>ハ. 建材の使用部位</p> <p>ニ. 採取条件(建材を採取した建築物の名称、用途及び施工年(石綿含有建材の施工時期が分かる場合はそ</p>	<p>石綿含有建材の有無等</p>	<p>評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材の石綿含有の有無、石綿含有率及び評価対象住宅における使用部位</p>

			<p><u>の施工年)、試料の採取部位及び場所、試料の大きさ、採取方法、採取を行った年月日その他測定の対象となる石綿含有建材の有無等に著しい影響を及ぼすものに限る。)</u></p> <p><u>ホ. 分析条件 (試料粉碎方法、使用した分析機器、分析方法、分析年月日その他測定の対象となる石綿含有建材の有無等に著しい影響を及ぼすものに限る。)</u></p> <p><u>ヘ. 建材の分析を行った者の氏名又は名称 (建材の採取及び測定を行った者が異なる場合に限る。)</u></p>		
	<p><u>6-5</u> <u>室内空气中の石綿の粉じんの濃度等</u></p>	<p><u>一戸建ての住宅又は共同住宅等</u></p>	<p><u>居室等ごとに次のイからへまでに掲げるものを明示する。</u></p> <p><u>イ. 空气中の石綿の粉じん濃度 (単位を f/1 とし、測定した濃度の平均値又は最高及び最低の値とする。)</u></p> <p><u>ロ. 採取を行った年月日並びに採取を開始した時刻及び終了した時刻</u></p> <p><u>ハ. 採取条件 (空気を採取した居室の名称、採取を行った居室の位置又はその近傍における採取中の平均の室温及び平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる粉じんの濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</u></p> <p><u>ニ. 分析条件 (空气中の石綿の粉じん濃度を測定 (空気の採取及び分析を含む。) するために必要とする顕微鏡の種類等器具の名称、計測視野数及び定量下限その他測定の対象となる粉じんの濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)</u></p> <p><u>ヘ. 空气中の粉じんの濃度を分析した者の氏名又は名称 (空気の採取及び</u></p>	<p><u>室内空气中の石綿の粉じんの濃度等</u></p>	<p><u>評価対象住戸の居室等における空气中の石綿の粉じんの濃度及び測定方法</u></p>

			<u>分析を行った者が異なる場合に限る。)</u>		
7～10 (略)	(略)				

別表2-2 (略)